

マイナンバーカードと健康保険証の 一体化に関する制度説明

(「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」のご案内)

出版健康保険組合

令和6年11月18日

目次

01	マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）	P.3
02	「資格情報のお知らせ」	P.4
03	「資格確認書」（マイナ保険証を利用できない方対象）	P.6
04	「資格確認書」の申請交付と職権交付	P.8
05	健康保険証廃止に向けたスケジュール	P.9
06	(参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較	P.10
07	(参考)マイナ保険証利用のフローチャート	P.11
08	事業主の皆様へのお願い	P.12

01.マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）

令和6年12月2日以降、新規（再交付含む）に健康保険証は交付されません。

令和6年12月2日に健康保険証（以下「保険証」）の新規発行は廃止され、マイナ保険証（※）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！（原則）

※マイナンバーカードを保険証として利用登録したものを。

【マイナ保険証のメリット】

- ・ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」、および「高齢受給者証」の持参が不要になります。
- ・ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ・ マイナポータルで医療費通知情報等入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・ ご自身の診療・薬剤情報を医療関係者と共有することで、正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けることができます。

【従来の保険証について】

現在お持ちの保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日までご利用いただけます。令和7年12月1日までに資格喪失した場合は回収、および返却してください。

※令和7年12月2日以降は資格の有無に関わらず回収、および返却不要です。

02.「資格情報のお知らせ」

令和6年12月2日以降の「資格情報のお知らせ」の交付（スケジュールの「Ⅱ-2」）

保険証の新規発行が廃止されることに伴い、令和6年12月2日以降、新規資格取得される被保険者及び被扶養者、負担割合に変更があった70歳以上の方を対象に、自身の資格情報（記号、番号、資格取得日等）を簡易に把握することを目的として、「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格情報のお知らせ」は事業所宛に交付いたしますので、該当された方にお渡しいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁あり）」のデータ配信（スケジュールの「Ⅰ」）

令和6年10月10日時点の在籍者については、健康支援サイト「マイヘルスウェブ」（以下「MHW」）を利用して、令和6年10月31日付で「資格情報のお知らせ」をデータ配信しました。

「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）」のデータ配信（スケジュールの「Ⅱ-1」）

令和6年10月11日から令和6年12月1日までに加入された方については、令和6年12月25日に「資格情報のお知らせ」をMHWにてデータ配信します。

※スケジュールはP.9にございます。

02.「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」のイメージ

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

2

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

1

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

1

「資格情報のお知らせ」です。

令和6年12月2日以降、以下の場合に利用できます。

給付金等の
申請時に！

●健康保険の給付金等の各種申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

医療機関等
の受診時に！

●機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、このお知らせと併せて提示することで、今までどおり受診できます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。マイナ保険証と併せて携帯してください。

2

マイナポータルのご利用が便利です。

マイナ保険証が利用できない時、スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカード認証を用いてマイナポータル（政府が運営するサービス）にアクセスし、最新の資格情報を画面表示（**印刷する必要がありません**）し、マイナ保険証と併せて受付に提示することで、受診することができます。

03.「資格確認書」(マイナ保険証を利用できない方対象)

「資格確認書」の交付

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用登録をしていない方等は、当組合から交付される「資格確認書」を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

【令和6年12月2日以降の新規加入者】(スケジュールの「Ⅲ-1」)

資格取得届および被扶養者届(以下「資格取得届等」)の申請時に、事業主を経由してマイナ保険証を利用できない方に交付します。資格取得届等の様式が変わり、「資格確認書発行要否」欄が設けられます。加入者に希望の有無をご確認の上資格取得届等をご提出ください。

【令和6年12月1日以前の加入者(現在の保険証をお持ちの方)】 (スケジュールの「Ⅲ-2」)

国から提供されるマイナ保険証保有状況情報を確認し、保険証利用の経過期間が終了する令和7年12月1日までに、マイナ保険証を保有していない方等に職権により一斉交付します。

03.「資格確認書」(マイナ保険証を利用できない方対象)

「資格確認書」

- サイズ・形状は保険証と同様のカード型で、シーリングタイプの厚紙です。事業所経由での交付となります。
- 有効期間は5年以内です(発行されてから少なくとも4年間は有効となるよう期間を設定)。有効期間を経過した資格確認書は回収不要ですが、期間内に退職等で資格喪失された場合は事業所経由で返却が必要です。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者記号、番号、枝番 氏名、性別、生年月日 資格取得年月日、交付年月日 被保険者氏名(被扶養者のみ) 負担割合、発効年月日(70歳以上) 有効期限 保険者番号、保険者名称、保険者所在地
裏面	<ul style="list-style-type: none"> 住所欄 備考欄 注意事項欄 臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ

(表面)

健康保険資格確認書 本人(被保険者)

年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

資格取得年月日 年 月 日

一部給付の開始・発効年月日 割 年 月 日

有効期限 年 月 日

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

印

(裏面)

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

04. 「資格確認書」の申請交付と職権交付

「資格確認書」の申請交付

マイナ保険証を利用できない方が下記に該当する場合は「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請してください。

- ① マイナ保険証での受診が困難で、介助者等第三者が資格確認を補助する必要がある場合
- ② マイナ保険証を紛失、または更新中で一時的に手元にない場合
- ③ 保険証を紛失し、かつマイナ保険証を利用できない場合

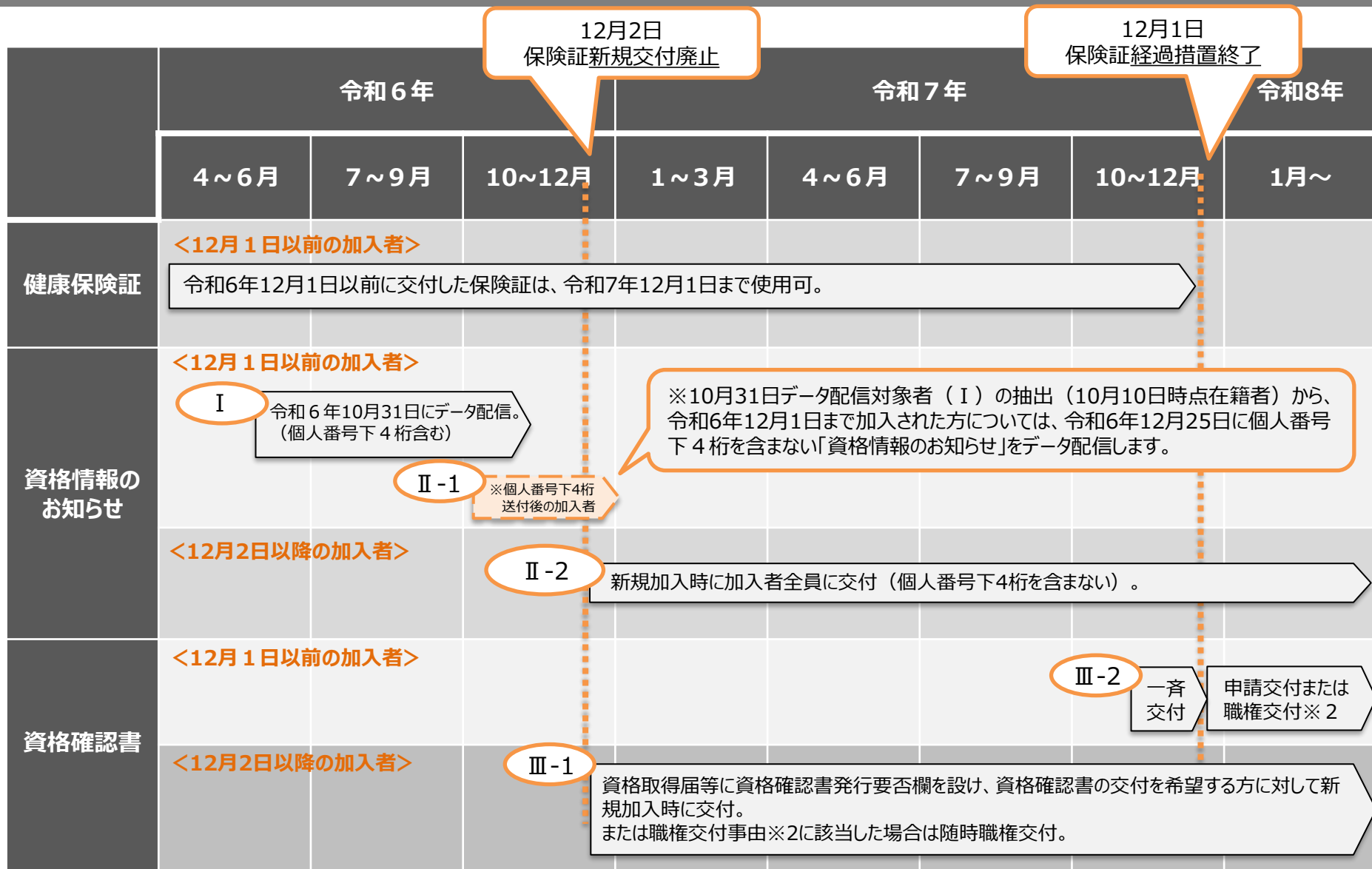
「資格確認書」の職権交付

国から提供される職権交付用情報に基づき、下記に該当する場合は申請によらず当組合から随時交付いたします。

- ① マイナンバーカードを取得していない場合
- ② マイナ保険証の利用登録を行っていない、または利用登録を解除（※）した場合
- ③ マイナ保険証の電子証明書の有効期限（発行から5回目の誕生日）が切れて3ヵ月経過した場合
- ④ マイナンバーカードを返納した場合

（※）マイナ保険証の利用登録解除については、HPにてご案内いたします。

05.健康保険証廃止に向けたスケジュール



※2 職権交付事由：マイナンバーカードを保有していない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3か月経過した方、マイナ保険証の利用登録を解除した方、マイナンバーカードを返納された方に、申請なしに組合から交付いたします。

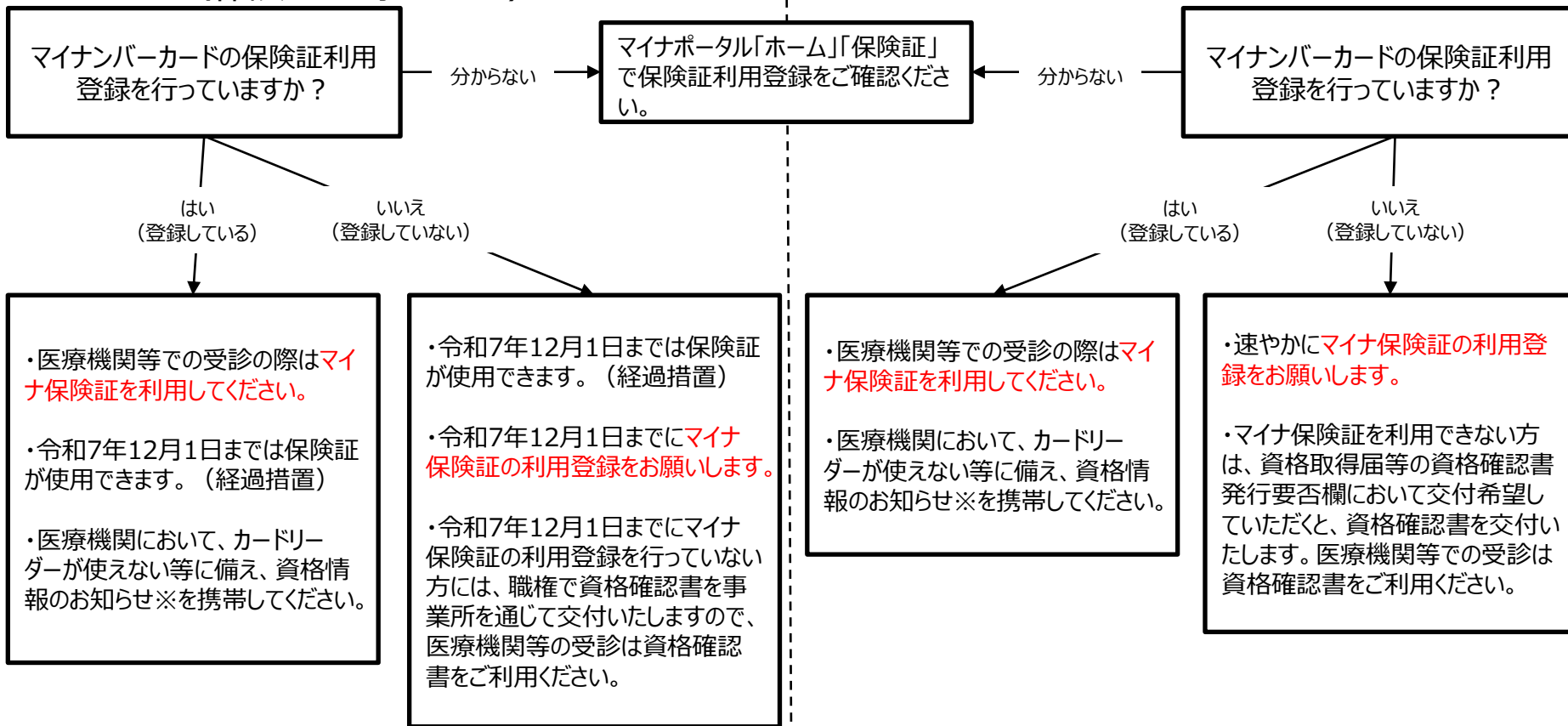
06.(参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較

名称	形状	取得方法	使用機会	使用方法	管理方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で管理 ①マイナンバーカードの更新（10年） ②電子証明証書の更新（5年）
資格情報のお知らせ	A4用紙 （「資格情報のお知らせ」の切取り部分はカードサイズ）	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時に交付（R6.12.2以降） ・既加入者は令和6年10月以降にMHWから印刷（一部の方は令和6年12月25日配信） ※マイナポータルの「あなたの保険証等情報」でも代用可能 	<p>マイナ保険証が使えない医療機関等を受診するとき</p> <p>※機器やICチップの不具合等を含む</p>	<p>マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示</p> <p>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</p>	回収、返却の義務なし
資格確認書	シーリング厚紙カード型	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者は原則資格取得届等提出時に申請（R6.12.2以降発行） ・既加入者（原則マイナ保険証を利用できない方）は随時申請、または職権で交付 	<p>マイナ保険証を利用できない方が医療機関等を受診するとき</p>	医療機関等に提示	資格喪失者の有効期限内のものは事業所経由で回収、返却義務あり

07.(参考)マイナ保険証利用のフローチャート

＜令和6年12月1日**以前**の加入者
(保険証をお持ちの方)＞

＜令和6年12月2日**以降**の新規加入者＞



※スマートフォンでマイナポータルの「わたしの情報」を利用すると、「資格情報のお知らせ」の紙を常に携帯する必要がなく便利です。

08.事業主の皆様へのお願い

【マイナンバーの届出について】

1. 最新の資格情報で医療機関を受診するためには、**マイナンバーの登録が必須**です。資格取得届等は、事由発生から5日以内にご提出いただくとともに、**マイナンバー・氏名・生年月日・性別・住民票住所を正確にご記入いただきますようお願いいたします。**
2. 上記1. の**届出を受領後、当組合がデータ登録をすることでマイナ保険証による受診が可能**となります（**データ登録には概ね届出受領後2～5日**を見込んでいます）。なお、内定等により被保険者及び被扶養者となることが見込まれている場合は、入社前に資格取得届等を提出することができます。事前に提出していただくことで、マイナ保険証による受診がスムーズに行えます。
3. 上記1. の届出にマイナンバーが正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。
 - ・法令上、マイナンバーの記載が求められていることから、別途ご提出をお願いします。
 - ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
 - ・データ登録完了までの間はマイナ保険証による受診ができません。

【データ登録完了の確認方法について】

- ・データ登録後に「資格情報のお知らせ」を交付いたしますので、原則、お手元に届いた時点でマイナ保険証による受診が可能です。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカード認証を用いてマイナポータルにアクセスすることでご確認いただけます。資格情報が最新になっていればデータ登録が完了しているため、「資格情報のお知らせ」を待たずにマイナ保険証での受診が可能です。

【資格確認書について】

1. 令和6年12月1日までの加入者で、マイナ保険証利用未登録の方には、令和7年11月頃に資格確認書を事業所経由で交付いたします。そのため**“社員への配布作業が必要”**となります。多くの資格確認書を配布いただくのは、事業所のコスト・事務負担にもなるため、引き続きマイナ保険証の利用登録、利用促進にご協力いただきますようお願いいたします。
2. 資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合は、資格喪失届または被扶養者異動届と併せて資格確認書を回収、返納していただくこととなりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。